

京都市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第32号

京都市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

京都市高圧ガス保安法施行細則の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となった旨の届出)

第5条 容器保安規則第31条の2第2項前段又は国際相互承認に係る容器保安規則第21条の2第2項前段の規定により容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 法第50条第3項の規定により登録を受けた容器検査所の名称及び所在地
- (3) 法第50条第3項の規定により登録を受けた年月日及び当該登録の番号
- (4) 容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となった者の氏名
- (5) 前号に掲げる者の精神の機能の障害の状態
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となった旨の届出)

第6条 冷凍保安規則第3条の2第2項前段、液化石油ガス保安規則第3条の2第2項前段又は一般高圧ガス保安規則第3条の2第2項前段の規定により高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 法第5条第1項の規定により許可を受けた事業所の名称及び所在地
- (3) 法第5条第1項の規定により許可を受けた年月日及び当該許可の番号
- (4) 高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となった者の氏名
- (5) 前号に掲げる者の精神の機能の障害の状態
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局予防部指導課)